

第66号

申12号

発行日  
2018. 3. 6

Super  
Highway

スーパーハイウェイ

JR東労組バス関東本部

発行責任者：遠山真一郎  
編集責任者：東河 彰  
東京都渋谷区代々木2-2-6  
JR新宿ビル13F  
Tel.03-3375-5045 (NTT)

## 「2017政策フォーラム及び第2回バスフォーラムの 政策実現を求める申し入れ」おこなう！

### 【安全と健康問題について】

1. ダイヤ改正を提案事項にすること。
2. 安全研修センターと各支店の訓練・指導内容を統一すること。また、JR バス東北で実施している里親制度を導入すること。
3. 東京支店車両整備士が行う泊まり勤務を安全と健康に配慮した勤務・要員体制とすること。また、夜間の緊急対応が多く発生していることから、仮眠時間を労働時間とすること。
4. 健康起因事故防止の為に脳ドック等のスクリーニング検査を普及促進させること。
5. 安全経営協議会を定期的に開催すること。

### 【人材確保および育成について】

6. 各系統の応募状況及び採用状況を明らかにすること。
7. ジェイアールバステック（株）高速バス事業所の将来展望を明らかにすること。
8. 若い人材に魅力のある企業とするために、JR 東日本会社と共通の福利厚生制度を導入すること。
9. 高速バスモニター制度を利用回数と適用範囲を拡大すること。
10. 高等学校新卒採用につなげる為に高校生との意見交換会や会社見学会を積極的に実施すること。

### 【魅力ある JR バスの労働条件について】

11. 年間休日数を114日（公休日52日、特休日62日）にすること。
12. 55歳以上の基本給減額制度を早急に廃止すること。
13. 扶養手当を（1）、（2）の通り増額すること。
  - （1）賃金規定第39条第1項、第2号、第3号、第6号及び第7号に定める扶養手当の支給月額を別紙のとおり増額すること。なお、契約社員Aについても同様に摘要すること。
  - （2）賃金規定第38条第2項に「ただし、第2号においては22歳に達する日の属する年度の末日までとする。」と加えるとともに、第1号から第5号を次の2号に改めること。
    - ①学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、高等専門学校（3年次までに限る。）、専修学校（高等課程の3年次までに限る。）及び特別支援学校
    - ②学校教育法に規定する大学、高等専門学校（4年次以降）、専修学校（高等課程の4年次以降、専門課程及び一般課程）及び各種学校（修行年限1年以上に限る）

	現行	要求額
賃金規定第39条第2号	3,500円	10,000円
賃金規定第39条第2号（社員に配偶者がいない場合）	12,500円	20,000円
賃金規定第39条第3号	3,500円	10,000円
賃金規定第39条第6号	5,000円	12,000円
賃金規定第39条第7号	3,500円	10,000円

14. 賃貸住宅援助金及び所有住宅援助金を月額20,000円増額すること。
15. すべての指導運転士に月額10,000円の手当を支給すること。
16. 定年を満65歳とすること。

### 【地域と共に発展する職場づくり】

17. 各支店に地域の自治体と連携を強化して、防災協定締結に向けた取り組みを図り、JR バス防災ネットワークを構築すること。
18. JR 只見線や地方ローカル鉄道と連携した観光バスルートを検証し、外国人観光客にも楽しんでいただき、地域の復興にも繋がる JR 観光バスツアーを運行すること。
19. 安全性・利便性・福祉性を基軸にした観光バスと路線バスを融合させた新しいバスモデルとして、千葉県栄町役場、観光施設「房総の村」と連携し、地域の足をまもり発展させる循環観光路線バスを運行させること。